

令和元年 12 月 20 日

第 13 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和元年12月20日(金) 午後3時30分
3. 出席委員 (農業委員 7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員
(推進委員 7名) 青木委員 谷脇(督)委員 森光委員 鍋島委員
中平委員 谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (農業委員 1名) 山口委員
(推進委員 1名) 森田委員
5. 出席職員 (事務局 4名) 国広局長 坂本次長
橋本係長 盛光主幹
6. 議案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	<p>国広局長</p> <p>只今より令和元年第 13 回須崎市農業委員会総会を始めたいと思います。総会の前に、5 番山口委員、6 番森田委員より欠席の連絡をいただいております。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
開会挨拶	<p>市川会長</p> <p>はい、どうもお疲れ様でございました。只今から令和元年第 13 回須崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、日程第 1 議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。いつものような方法でよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>(異議なし) 多数。</p>
議事録署名	<p>市川会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は 11 番谷本委員、12 番笹岡委員よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、日程の方に入らせていただきます。日程第 2 の議事に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願ひを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 12 月 20 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 他 2 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 191 m² 畑 393 m² 合計 584 m²</p> <p>番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市大間本町 403 番 1 土地の表示 地目 田 面積 67 m²</p>

	<p>事由 申請地は昭和 54 年月日不詳より、住宅建築により宅地となっており、非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市泉町 260 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 124 m²</p> <p>事由 申請地には木造トタン葺き平屋建ての倉庫が建っており、平成 10 年月日不詳より非農地化している。</p> <p>確認委員 谷本 清久 山崎 厚志</p> <p>番号 3 申請人 地区 ○○ ○○○○ 相続人 ○○○○ (被相続人 ○○○○)</p> <p>土地の所在地 須崎市吾井郷字重國甲 236 番 2</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 393 m²</p> <p>事由 申請地には平成 3 年月日不詳より、左隣の○○○と併せて一体となっている木造瓦葺 2 階建ての居宅があり、非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 谷脇 督央</p> <p>議 長 市川会長 ありがとうございました。それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p> <p>意 見 14 番 中西委員（農業委員） 1 番と 3 番ですが、それぞれ家が建っていますので、農地とは認められず、非農地だと思われま。</p> <p>11 番 谷本委員（推進委員） 2 番、ここの場所は○○から○○へ○○m ぐらいのところ○○に入る道があり、その手前に小屋があり、その隣にあります。平成 10 年頃より小屋が建っており、今も小屋があり、何の問題もないと思います。</p> <p>審 議 市川会長 以上ですが、この件について皆さんご質問・ご意見はございませんか。</p>
--	--

採決	<p>それでは、ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 12 月 20 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 他 2 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 2674 m² 畑 398 m² 合計 3072 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市神田字ヤモチ 223 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 161 m² 事由 贈与 耕作面積 (a) ○○ a 稼動力 (人) ○/○</p> <p>番号 2 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市神田字ヤモチ 258 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 237 m²</p>

	<p>土地の所在地 須崎市神田字九反田 1983 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 991 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市神田字國永 391 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 692 m²</p> <p>合計 3 筆</p> <p>面積 (m²) 1920 m²</p> <p>事由 使用貸借権の設定</p> <p>耕作面積 (a) ○○ a</p> <p>稼動力 (人) ○/○</p> <p>番号 3 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内西分字堂ノ前 267 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 991 m²</p> <p>事由 贈与</p> <p>耕作面積 (a) ○○ a</p> <p>稼動力 (人) ○/○</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>坂本次長</p> <p>それでは、補足説明をします。</p> <p>全ての申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号 1 番、2 番については、貸人・譲渡人と借人・譲受人が同じでありますので併せて説明します。まず、番号 1 番については、○○から○○への贈与で農地○筆の所有権が移転されるものです。許可後も果樹と野菜の栽培を行うとのことです。また、番号 2 番については、計○○a、農地○筆の使用貸借を結び、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。許可後の経営面積は、番号 1 番 2 番を合わせまして○○ a になり、下限面積は上回ります。</p> <p>番号 3 番については、譲渡人○○から○○へ農地○筆の贈与がされるものです。譲受人の経営面積は現在○○ a であり、許可後も○○○の贈与のため農業経営には変わりなく、引き続き露地野菜の栽培を行うとのことです。</p> <p>それでは、全ての申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p>

	<p>第1号全部効率利用。借人・譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>1番と2番ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇でして、1番のヤモチ223番を贈与すると。相続のときに抜けていたとのことですが、それをするにあたり〇〇〇〇さんの面積が少ないので下の〇筆を貸して足し、贈与の手続きをするとのこと。森光委員と一緒に〇筆を確認しましたが、それぞれ農地で作っていますので特に問題はないと思います。〇〇〇〇さんも〇〇の方で野菜を〇〇さんと作っていますので、これからも続けていくと思いますので、格別問題はないと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>ありがとうございました。3番についてはどうでしょうか。</p>
<p>意 見</p>	<p>国広局長</p> <p>事務局ですけど、3番については贈与であり、耕作できるような現在の状況で特に問題ないと森田委員より報告を受けております。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長</p> <p>ありがとうございました。それでは、この件についてどなたかご質問ご意見はございませんでしょうか。</p>
<p>意 見</p>	<p>10番 中平委員（推進委員）</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 他2件、先ほど十分審</p>

審議	<p>議をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。</p> <p>市川会長 別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとのことですので、許可を与えることと決定いたします。 続きまして、議案第 3 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第 3 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、同法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見を求める。令和元年 12 月 20 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。資料は別冊のとおりです。</p>
補足説明	<p>盛光主幹 それでは別冊をお願いします。 令和元年度下期須崎（須崎市）農業振興地域整備計画変更（案）令和元年 12 月 20 日須崎市長楠瀬耕作。 <別紙 1>当該変更に係る土地一覧表（除外案件）になります。 整理番号 1 土地所有者 住所 ○○○○○ 氏名 ○○○○ 転用予定者 住所 ○○○○○ 氏名 ○○○○ 農用地区域から除外する土地の概要 大字 浦ノ内東分 字 マエノクボ 地番 3223 地目 公簿 田 現況 田 指定用途 農用地 変更面積 158.00 m²のうち 1.00 m² 除外後の用途 携帯基地局 土地改良事業等との関係 なし</p>

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 2

土地所有者 住所 ○○○○○

氏名 ○○○○

転用予定者 住所 ○○○○○

氏名 ○○○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 下分 字 神母ノ元 地番 甲 987

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 244.00 m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号 3

土地所有者 住所 ○○○○○

氏名 ○○○○

転用予定者 住所 同

氏名 同

農用地区域から除外する土地の概要

大字 吾井郷 字 西ノ沢 地番 乙 2558

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 454.00 m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 事業名 新農業構造改善事業

工事完了公告年度 昭和 62 年

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 4

土地所有者 住所 ○○○○○

氏名 ○○○○

転用予定者 住所 同

氏名 同

農用地区域から除外する土地の概要

大字 多ノ郷 字 向ヶ市 地番 甲 1263-1

地目 公簿 田 現況 畑
指定用途 農用地 変更面積 1005.00 m²のうち 383.00 m²
除外後の用途 宅地
土地改良事業等との関係 なし
都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号 5

土地所有者 住所 ○○○○○
氏名 ○○○○
転用予定者 住所 ○○○○○
氏名 ○○○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 池ノ内 字 池ノ内 地番 1065-1
地目 公簿 田 現況 田
指定用途 農用地 変更面積 960.00 m²
大字 池ノ内 字 池ノ内 地番 1065-2
地目 公簿 田 現況 田
指定用途 農用地 変更面積 841.00 m²のうち 124.36 m²
除外後の用途 宅地
土地改良事業等との関係 事業名 非補助事業
工事完了公告年度 昭和 49 年
都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号 6

土地所有者 住所 ○○○○○
氏名 ○○○○
転用予定者 住所 ○○○○○
氏名 ○○○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 浦ノ内東分 字 ラジマダニ 地番 3450-1
地目 公簿 田 現況 畑
指定用途 農用地 変更面積 532.00 m²
除外後の用途 宅地
土地改良事業等との関係 なし
都市計画区域との関係 都市計画区域外

以上、整理番号 1～6 変更面積合計 2698.36 m²となります。

<別紙 2>農用地利用計画の変更になります。変更箇所のみ読み上げて説明させていただきます。

1.農業振興地域の現況地目別面積

農用地	田	変更前	748.5ha	変更後	748.2ha	差引増減	△0.2ha
	畑	変更前	382.6ha	変更後	382.6ha	差引増減	△0.1ha
小計		変更前	1284.7ha	変更後	1284.4ha	差引増減	△0.3ha
その他		変更前	465.3ha	変更後	465.6ha	差引増減	0.3ha

2.農用地区域の現況地目別面積

総面積		変更前	809.6ha	変更後	809.3ha	差引増減	△0.3ha
農用地	田	変更前	622.3ha	変更後	622.0ha	差引増減	△0.2ha
	畑	変更前	95.5ha	変更後	95.5ha	差引増減	△0.1ha
小計		変更前	808.3ha	変更後	808.0ha	差引増減	△0.3ha

3.農用地区域の用途区分別面積

総面積		変更前	809.6ha	変更後	809.3ha	差引増減	△0.3ha
農用地	農地	変更前	807.6ha	変更後	807.3ha	差引増減	△0.3ha
小計		変更前	808.3ha	変更後	808.0ha	差引増減	△0.3ha

以上です。

議長 市川会長

この件について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
整理番号 6 番についてはどうしますか。

意見 14 番 中西委員（農業委員）

整理番号 6 番について、隣接地の承諾がないようなものをここでやっていいものか。
隣接地の許可が得られてないのに構わないというわけにはいかないのでは。

審 議 採 決 議 長	<p>13番 谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>意見としてあげるなら、条件付きという形を取らざるを得ないのではないのでしょうか。隣接の許可が非農地でもない農地で、現況非農地だけど地目は農地だと。その所有者が前の宅地化に同意をしていない。そうなると家を建てたときに日照権等の問題が起きるかもしれない。農業委員会としてはそこまでのことは考えることはないと思うが、隣接地が賛成していないものを通していいものか。意見としては無条件であげるわけにはいかないのでは。利用計画など具体的なものを付けてもらうことが必要ではないのでしょうか。</p>
	<p>1番 山崎委員（農業委員）</p> <p>隣接する農地の地目は農地だが、現況は林野だと思われる。宅地転用して、隣接者が農業を再開するなら不都合のないようにしますと説明するように伝えたらどうでしょうか。どうして同意書がもらえないのか理由が分からないので他に方法がない。</p>
	<p>国広局長</p> <p>除外の判断をしているので、除外の要件を満たしていないというわけではないので、承諾できないとはならない。市に須崎市農業委員会から意見を述べる時に、県と協議の上、周辺農地の同意と転用許可になるならと条件付きで意見を述べたらどうでしょう。</p>
	<p>市川会長</p> <p>整理番号 6 番については、県の意向対応ということで、その他の件については転用条件等が問題なければ、当該変更（案）に異議なしということでよろしいでしょうか。</p>
	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
	<p>市川会長</p> <p>それでは、議案第 3 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）ですが、先ほどのお話の内容で答申したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）の審議についてですが、この件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当いたしますので、12 番笹岡委員さんの一時退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和元年12月20日須崎市農業委員会会長市川雅彦。資料は別冊のとおりです。</p>																	
補足説明	<p>盛光主幹</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和元年度第5号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和元年12月20日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 31-13</p> <p>利用権設定等を受ける者</p> <p>住所氏名 ○○○○○</p> <p>○○○○</p> <p>農作業従事日数 330日</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>1711 m²</td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>7167.80 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計農地面積</td> <td>8878.80 m²</td> </tr> </table> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名</p> <p>(内15歳以上60歳未満の者○名)</p> <p>農業補助者 主として農業に従事する者 ○名</p> <p>(内15歳以上60歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権の設定を受ける者</td> <td>○○○○</td> <td>生年月日</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>利用権の設定をする者</td> <td>○○○○</td> <td>生年月日</td> <td>○○○○○</td> </tr> </table> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.通作距離 10～20 km 2.権利の種類 賃借権設定（通年） 3.借受人の分類 個人 その他 4.貸付人の分類 個人 5.中核農家の該当の有無（借受人） 有 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望 7.経営規模（農地面積） 借人 0.7～1.0ha 貸人 0.3～0.5ha 8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 有 	利用権設定等面積	農地	1711 m ²	経営耕地面積	農地	7167.80 m ²		合計農地面積	8878.80 m ²	利用権の設定を受ける者	○○○○	生年月日	○○○○○	利用権の設定をする者	○○○○	生年月日	○○○○○
利用権設定等面積	農地	1711 m ²																
経営耕地面積	農地	7167.80 m ²																
	合計農地面積	8878.80 m ²																
利用権の設定を受ける者	○○○○	生年月日	○○○○○															
利用権の設定をする者	○○○○	生年月日	○○○○○															

利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字立田乙 421

現況地目 田 面積 677 m²

所在 須崎市下分字立田乙 422

現況地目 田 面積 542 m²

所在 須崎市下分字立田乙 423

現況地目 田 面積 492 m²

設定する利用権 内容 茗荷

期間 令和 2 年 1 月 1 日～令和 16 年 12 月 31 日 15 年

借賃 ○○円

借賃の支払方法 ○○○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 31-14

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○

○○○○

農作業従事日数 310 日

利用権設定等面積 農地 1107 m²

経営耕地面積 農地 14336.99 m²

合計農地面積 15443.99 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

農業補助者 主として農業に従事する者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

聴取確認欄

1.通作距離 1 km未満

2.権利の種類 賃借権設定 (通年)

3.借受人の分類 個人 その他

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有

	<p>6.権利の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7.経営規模（農地面積） 借人 1.0~1.5ha 貸人 1.0~1.5ha</p> <p>8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 有</p> <p>利用権を設定する土地</p> <p>所在 須崎市神田字保木ノ前 3978</p> <p>現況地目 田 面積 1107 m²</p> <p>設定する利用権 内容 茗荷</p> <p>期間 令和2年1月1日~令和11年12月31日 10年</p> <p>借賃 ○○○○○</p> <p>借賃の支払方法 ○○○○○</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 31-13 について、借受人の主たる経営作物は茗荷、構成員は○人、うち○人が専従者、○人が補助者となっております。受付番号 31-14 について、借受人の主たる経営作物は茗荷、構成員は○人、うち○人が専従者、○人が補助者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議 長 市川会長</p> <p>この件について、どなたかご意見ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>意 見 8番 森光委員（推進委員）</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。今</p>
--	---

審 議	<p>回、十分な審議をした結果、承認したいと思います。</p> <p>市川会長 十分な審議の結果、特に問題もないので、承認し答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 特に問題もないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）を承認することとし答申したいと思います。</p> <p>— 休 憩 —</p>
閉会宣言	<p>市川会長 再開します。</p> <p>以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第13回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時25分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

11 番

12 番